

令和 3 年度当初予算の概要 (事業別説明資料)

市民福祉部



目 次

こころの健康づくりの推進	4
まめとく減塩キャンペーンの推進	5
まめとく健康ポイントの推進＊	6
がん検診のW E B 予約システムの導入	7
産前産後サポート体制の強化	8
入園・入学準備品購入の支援＊	9
私立保育園保育士の確保支援	10
「一時保育無料お試し券」の交付	11
子育て支援員の育成	12
天候を気にせず遊べる環境の整備検討	13
福祉避難所の開設・運営体制の強化	14
障がい児者支援事業所の参入促進＊	15
障がい者グループホーム整備に係る事前準備	16
飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」の開設	17
地域と専門家でつくる療育の先進地づくり	18
障がい者の理解促進	19
多重債務問題への対応強化	20
法人後見受任体制の強化	21
社会的孤立の方等への相談支援の充実	22
結婚・婚活の応援	23
買い物弱者対策事業への支援	24
高齢者思いやりサービスの創出支援	25
いきいき地域生活応援事業（旧いきいき健康増進事業）	26
通院の移動手段を確保するタクシー助成	27
高齢者のお出かけ安心支援＊	28
働く意欲のある高齢者の就業支援	29
終活支援センターの運営	30

医療・介護・福祉人材確保対策の支援	31
在宅療養体制整備の支援	39
ハートピア古川の空調設備の更新＊	40
認知症高齢者等への支援体制の強化	41
高齢者による高齢者のためのボランティア制度	42

注：タイトル末尾に＊印がある事業は所属ごとの概要資料のみに掲載しています（＊印がない事業は主要事業編から再掲となります）

拡充 **こころの健康づくりの推進**

1 事業費（単位：千円）		【財源内訳】		【主な使途】	
784	県補助金	75	委託料	328	
	県委託金	336	謝礼	158	
	一般財源	373	その他	298	
（前年度予算 115 ）					

2 事業背景・目的

新型コロナウイルス感染症により日常生活の変化を余儀なくされ、不安やストレスを感じる事が多くなっていることから、「こころの健康」を保つことが重要となっておりますが、市内に精神科医療機関がない中では、気軽に相談できる環境を整備することが必要です。

このことから、令和3年度は相談窓口を明確化し周知を図るとともに、精神科病院と連携した相談体制を整えることで状況に応じた精神科医への繋ぎを強化します。また、セーフティネットとして自殺予防対策ゲートキーパー研修の拡大を図るとともに、人権侵害関係の専門家を招いた市民向け講演会を開催するなど、様々な角度からこころの健康のケアに取り組みます。

3 事業概要

① 【拡充】相談支援体制の強化（128千円）

ハートピア古川を「こころの健康相談窓口」として明確化し市民に周知するとともに、年12回の「こころの相談室」について、相談員を精神科病院の精神保健福祉士に委託することで、相談後の治療に繋げやすくなるなどフォロー体制を強化します。

② 【新規】メンタルヘルスケアの推進（349千円）

誹謗中傷に対するこころのケアをテーマとした「こころの健康づくり講演会」を開催します。

③ 【拡充】自殺対策の推進（307千円）

これまでの市職員を対象としたゲートキーパー人材育成研修に加え、令和3年度は市民と直接接する機会の多い金融機関等の職員を対象とした研修を実施します。

また、相談窓口の周知のためのリーフレットを新たに作成するとともに、引き続き高等学校やイベント会場等における意識啓発を行います。

(款) 2 総務費 4 衛生費		(項) 3 戸籍住民基本台帳費 1 保健衛生費	(目) 1 戸籍住民基本台帳費 1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948		予算書 P. 82

扩充

【財源内訳】

【主な使途】

900	一般財源	900	需要費	513
			補助金	150
			その他	237

(前年度予算

2 事業背景・目的

飛騨市では、3歳児から中高生、若者、壮年期の尿中塩分を測定した結果、いずれの年代も日本人の食事摂取基準の目標値よりも塩分を摂りすぎている方の割合が多いことが明らかになったことから、令和2年度から「まめとく減塩キャンペーン」と銘打ち、市民の健康意識の醸成と気軽に減塩に取り組める環境づくりに取り組んできました。

中でも、既存の調味料を減塩調味料に置き換える「こっそり減塩」が減塩の第1歩として取り組みやすいことから、「こっそり減塩」の周知啓発を強化するとともに、様々な事業を引き続き展開していきます。

3 事業概要

① 【継続】市民の減塩意識の啓発（571千円）

- ・ 神岡地区で市民向けの減塩フォーラムと減塩食品試食会を開催します。
- ・ 特定健診会場や特定健診結果説明会、3歳児健診、妊娠届出者への減塩調味料や啓発グッズを配布し活用を促進します。

② 【拡充】生涯を通じた減塩指導の推進（80千円）

- ・これまで実施している３歳児、保育園児、中学生から二十歳までの尿中塩分検査について、小学校６年生を新たに追加し、世代ごとの市民の健康状態の把握に努めるほか、市内小学校で減塩教育を実施します。

③ 【継続】減塩に取り組む市民や事業者の支援（249千円）

- ・保健師による地域での減塩教室を受けた方を「まめとく減塩がんばりすと」に認定し、認定証等を贈呈するほか、チャレンジする取組みを宣言してもらうなど減塩に取り組む市民を応援します。
- ・減塩食品や減塩調味料等の減塩コーナーを設置する「まめとく減塩協力店」を増やすため、3万円の助成金を交付するほか、協力店マップを作成し減塩商品を手に取りやすい環境を整えます。

(款) 4 衛生費		(項) 1 保健衛生費	(目) 3 生活習慣病対策費	
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948		予算書	P.84

継続 まめとく健康ポイントの推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
2,700	一般財源	2,700	賞品	2,500
			印刷製本費	200

（前年度予算 2,700 ）

2 事業背景・目的

生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが「自らの健康は自らでつくる」という認識を持つことが重要です。

このことから、市では平成29年度より市民の健康意識向上を図るとともに健康づくりに踏み出すための後押しとなるよう「まめとく健康ポイント事業」を実施し、対象者を拡充するなど参加者の拡大を図ってきました。

また、指定メニューには検診等の他、減塩を加え市の健康課題に対する取り組みや、個人目標メニューや各種行事への参加もポイント加算される仕組みなどにより、職場や家族ぐるみで気軽に健康づくりに取り組むことで、市民の更なる健康への意識向上を図ります。

3 事業概要

まめとく健康ポイント事業は、①健診（検診）の受診、②自身で健康になれるよう目標メニューの設定、③クアオルト健康ウォーキングなどの健康に関するイベントへの参加など、さまざまな健康づくりへの取り組みをポイント化し、50ポイント以上で1,000円分の賞品と交換する仕組みです。

飛騨市の健康課題である高血圧症予防として重要な減塩を必須項目に含め、個人はもちろん、職場や家族ぐるみで取り組むことで、市民全体の健康意識の向上を図ります。

なお、ポイント交換賞品は、授産施設の商品や商店街商品券、さるぼぼコイン等とし、授産施設の応援や地域振興を図るものとしており、加えて、抽選で1万円分の商品券をプレゼントするなど参加者の増加を図るとともに、血圧や体重、歩数などを15日以上記録された方には抽選の当選確率が高くなる仕組みで「記録付け」のきっかけをつくり、継続した健康づくりへの取り組みを促します。

(款)	4 衛生費	(項)	1 保健衛生費	(目)	1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P. 82

新規 がん検診のWEB予約システムの導入

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
880	一般財源	880 委託料

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

がん（悪性新生物）は、依然、日本人の死因の上位を占めており、がん対策としては、検診による早期発見が重要であり、飛騨市においても死因の24%をがんが占めています。（H30年度）このため市では、胃・大腸・肺・子宮・乳がんの検診を実施しているところです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるために胃・子宮・乳がん検診を電話による完全予約制にして実施したところ、市民の方から「電話が繋がらない」との声があり、また、受付時間も日中の時間帯であったことや、専用の回線による受付ではなかったことから、通常の相談等の電話も繋がらない状況となり、市民の皆様にご不便をおかけしました。

このことから、令和3年度はWEBによる予約システムを導入し、電話予約と併用することで、検診予約をスムーズに行える環境を整備します。

3 事業概要

24時間受付可能な予約システムを導入することにより、働いてみえる方などにも予約しやすい環境を整備するとともに、システムからお知らせやリマインダーメールを送ることで、受診忘れを予防します。

〔手順〕

- ① 申込があった方には予約専用サイトのアクセスURLやQRコードを送付します。
- ② ご自宅のPCやスマホを活用し予約専用サイトに希望の日時等を入力するか、保健センターに電話でご予約いただきます。
- ③ 検診の2・3日前にシステムから自動で確認のメールをお送りします。

〔対象検診〕 ・胃がん検診（バリウム・内視鏡検査）
・乳がん検診・子宮がん検診

（款）	4 衛生費	（項）	1 保健衛生費	（目）	1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P.82

拡充 **産前産後サポート体制の強化**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
3,500	国庫支出金	1,492	委託料	3,277
	一般財源	2,008	消耗品費	100
			その他	123
（前年度予算 3,300 ）				

2 事業背景・目的

市では、妊娠・出産、子育てにおいて孤立感や不安を感じる母親を支援するため、県助産師会と連携し、産前産後の時期に気軽に相談や交流ができる場所として令和元年度からハートピア古川、令和2年度より神岡子育て支援センター内にママサロンを開設するとともに、産後の心身ケアや育児サポートに対する助成を行ってきました。

しかし、産後ケア費用の自己負担額が大きいことや、特に河合・宮川地区における妊娠中や産後のママサロン会場までの移動の困難さに対する声があったことから、令和3年度から河合・宮川地区においてもママサロンを開設するとともに、産後ケア費用の一部助成の拡大を行います。

3 事業概要

① 【拡充】産前産後ママサロンの実施（2,184千円）

- 河合子育て支援センター 相談日：1回／月〔河合・宮川地区対象で新規開設〕
- ハートピア古川 相談日：2回／週 交流会：1回／2ヶ月
- 神岡子育て支援センター 相談日：2回／月 交流会：1回／3ヶ月

② 【拡充】産後ケア費用の助成（1,024千円）

出産後1年までの、体調不良や育児不安などで特に支援が必要である方を対象に、医療機関等が実施する産後ケアの利用料の一部を助成します。

《助成率》助成率：7/10⇒9/10に拡充

③ 【拡充】子育て支援ヘルパー派遣事業（177千円）

シルバー人材センターに委託し、1歳までのお子さんを持つ家庭を対象に、掃除や洗濯などの家事支援を行いその利用料の一部を支援します。（6ヶ月⇒1歳に拡大）

④ 【継続】赤ちゃん託児支援事業（115千円）

ファミリーサポートセンター『スマイルキッズ』と飛騨市助産師会の協力により、生後6か月までの乳児を対象として託児事業を実施します。

(款) 4 衛生費		(項) 1 保健衛生費		(目) 4 母子保健費	
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P. 85

継続 入園・入学準備品購入の支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
22,950	過疎債（ソフト） 22,900 一般財源 50	補助金 22,950

（前年度予算 22,200 ）

2 事業背景・目的

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、市民アンケート結果を踏まえて、保育園入園及び小中学校、高校入学時のタイミングでランドセル及び制服等の購入に対する支援金を交付しています。

令和3年度も子育て世代のニーズに応えた事業として継続実施します。

3 事業概要

保育園入園時、小・中学校、高等学校入学時に必要な制服・体操服等の購入費に対しそれぞれの世代に応じた上限額まで助成します。

【対象者】

当該年度の5月1日現在において飛騨市に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ① 入園・入学する年度の5月1日現在において飛騨市に住所を有する年少児、小・中学校又は高等学校等の1年生（特別支援学校を含む）の保護者
- ② 市内中学校又は特別支援学校中等部を卒業した高等学校等の1年生（特別支援学校を含む）の保護者

【対象品目、上限額一覧】

交付対象児	対象品目	補助金額
年少児	通園用品（バック、長ぐつ等）、スモック、入園説明会で購入するもの等	上限1万円
小学1年生	学校指定の体操服、上履き、ランドセル等	上限2万円
中学1年生	学校指定の制服、体操服、通学用カバン等	上限6万円
高校等1年生	学校指定の制服、体操服、教科書等	上限3万円

※ 申請期間…入園入学した年の4月～12月

（款）	3 民生費	（項）	2 児童福祉費	（目）	1 児童福祉総務費
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458			予算書	P. 74

新規 私立保育園保育士の確保支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
1,560	ふるさと創生基金	1,560	補助金	1,560

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

3歳未満児保育の増加などにより全国的に保育士不足が問題となっており、飛騨市においても同様な問題が顕著となっています。中でも、私立保育園の正規保育士は都市部や公立保育園正規保育士（公務員保育士）と比較すると求職者が少ないことから人材確保が難しく、一時預かりなどへの影響が懸念されている状況です。

このことから、市内の私立保育園の保育士確保対策制度を新たに創設することで、個々の園の状況に沿った募集活動を促進し、私立保育園のサービスの提供体制の維持を図ります。

3 事業概要

① 保育士就職奨励金の創設（600千円）

新たに市内私立保育園に正規雇用保育士として就職される方（新規保育者）に対し、10万円の奨励金を交付します。

② 保育士賃貸借家賃補助金の創設（720千円）

新規保育士が就職の際に賃貸住宅を借り上げた場合に、家賃費用に対し月額上限3万円（最大36ヶ月）を補助します。

③ 保育所求人支援補助金の創設（240千円）

保育園運営法人が行う広告掲載費、転職フェア出展経費やパンフレット作成費等、保育士の求人に係る費用の2/3（上限8万円）を補助します。

④ 空き家社宅化支援補助金の創設（ゼロ予算）

運営法人が新たに賃借する社宅の賃借料の2/3（月額上限3万円、最大60ヶ月）を補助します。

（款）	3 民生費	（項）	2 児童福祉費	（目）	2 児童保育費
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458			予算書	P. 76

新規 「一時保育無料お試し券」の交付

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

50 ふるさと創生基金 50 印刷製本費 50

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

未満児保育を利用していない家庭においては、私的な用事などでも一時的に子どもを預かって欲しいニーズがあるものの、「園児ではないため気が引ける」や「制度がよく分からない」などの理由から一時保育等の利用を躊躇される方が多く、利用されているのは一部の方にとどまっています。

このことから、養育者が心身ともに健康な状態で育児をしていただくために、制度の認知や理解を促し利用のきっかけを作るため無料券を配布し、子育てのリフレッシュタイム取得を応援します。

3 事業概要

○ 公立保育園「一時保育無料お試し券」の交付（50千円）

未満児保育を利用されていない乳幼児を養育している方を対象に、公立保育園「一時保育無料お試し券」を交付し、気兼ねなく利用していただけるきっかけを作ります。

（対象者） 市内に居住し保育園に在園していない小学校就学前幼児の養育者

（無料券） 平日 3 時間以内の利用券を幼児 1 人につき 1 枚交付

（令和 3 年度の対象者見込み：189人）

（対象園） 宮城保育園、河合保育園、宮川保育園、旭保育園、山之村保育園

《参考》一時預かりの金額

利用料	4時間以上	4時間未満	給食代	おやつ代
3歳未満児	2,000円	1,000円	250円	100円
3歳以上児	1,600円	800円		



（款）	3 民生費	（項）	2 児童福祉費	（目）	4 地域子育て支援費
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458			予算書	P.78

新規 子育て支援員の育成

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
2,940	国庫支出金	1,425	委託料	2,500
	ふるさと創生基金	1,515	広告料	300
			その他	140
（前年度予算 0 ）				

2 事業背景・目的

飛騨市では、少子化が進む中、仕事等の理由から未満児保育が増加するとともに、通院や家の事情、リフレッシュを目的として子どもを一時的に預けたいというニーズが年々高まっていますが、対応する保育園やファミリーサポーター（以下「ファミサポ」）の保育人材の確保が課題になっています。

そのような中、国では平成27年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」のもと、保育人材を増やす目的で、保育士に準ずる人材として「子育て支援員」を創設し、その育成を図ってきました。しかし、子育て支援員として認定されるための研修が、一部を除き岐阜圏域での開催になっていることから、市内においても受講しづらい状況です。

このことから、子育て支援員研修を市内で開催するとともに、認定を受けた方が保育園やファミサポ等で活躍しやすい環境を整備し、子育て環境の充実を図ります。

3 事業概要

① 子育て支援員認定研修の飛騨市開催（2,940千円）

子育て支援員認定研修について、市内の実情に合わせた研修を実施します。

研修種別 認定には①～③の受講が必要です。

①基本研修、②専門研修（共通科目）

③専門研修（地域型保育事業^{※1}もしくはファミサポ事業^{※2}）

※1 保育所より少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する事業

※2 児童の預かりを希望する方と、援助する希望の方との相互援助活動を行う事業

研修期間 6～7日

受講料 市民は無料

② 子育て支援員のスタートアップ支援（ゼロ予算）

子育て支援員がファミサポに登録し、新たに託児を受けようとする場合、ベテラン会員が同行し、活動を学ぶ期間中のきめ細かいサポートを行います。

(款)	3 民生費	(項)	2 児童福祉費	(目)	4 地域子育て支援費
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458			予算書	P.79

拡充 天候を気にせず遊べる環境の整備検討

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
1,337	ふるさと創生基金 1,337	委託料 621
		謝礼 360
		その他 356
（前年度予算 605）		

2 事業背景・目的

市では、悪天候や冬季間中に子どもが安心して遊べる場所が少ないとの子育て世代からのご意見を踏まえ、令和2年度からハートピア古川の遊戯広場の空き時間を開放し、休日の遊び場不足の解消を図ってきました。また、遊び場の更なる拡大の検討を行うため、子育て世代にアンケートを実施したところ、遊び場の常設化を望む市民の声が非常に多いことがわかりました。

このことから、令和3年度には子育てに関わる団体等や市民の皆様のご意見を取り入れながら様々な検討を行う場を新設し、ニーズにあった遊び場の開設を目指します。

3 事業概要

① 【新規】屋内の遊び場検討委員会の開催と先進地視察（661千円）

温泉やショッピングなどの機能を持つ既存の施設等に遊具等を設置するなどし、子ども達が天候を気にせず気軽に遊べる場所を整備するため、活用施設の検討や設置遊具等を検討する委員会（25名程度）を設置し、市有施設など候補地の現地確認や先進地視察、意見交換を行い、令和4年度の整備開始を目指します。

② 【拡充】「ハートぴあ広場」「神岡子育て支援センター」の遊び場開設（676千円）

「ハートぴあ広場」に加え神岡子育て支援センターでも開設します。

【ハートぴあ広場】

（場 所） ハートピア古川 2階 多目的ルーム（人工芝）
 （開放日） 第1・3土曜日及び祝日（9時30分～15時30分） ※年末年始は休館
 （対象者） 小学校低学年までの子どもとその保護者

【神岡子育て支援センター】

（場 所） 神岡子育て支援センター
 （開放日） 第2日曜日（9時～11時30分）
 （対象者） 保育園以下の子どもの保護者

（款） 3 民生費	（項） 2 児童福祉費	（目） 4 地域子育て支援費
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458	予算書 P. 78

新規 福祉避難所の開設・運営体制の強化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
201	一般財源	201 謝礼 156
		費用弁償 45

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

市では、災害等が発生する危険性が生じた場合に、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の方であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・病弱者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方及びその家族）が避難する場所として、市内で福祉避難所を10箇所指定しています。

これまで福祉避難所の開設訓練を行うなかで、避難者の体調管理やニーズに対して迅速・適切に対応することができる体制の整備が最優先課題であることがわかりました。

このことから、令和3年度は岐阜大学地域減災研究センターと連携し、水害、地震など様々な災害が発生した際に自主的に避難所運営が出来る人材を育成することで運営体制の強化を図ります。

3 事業概要

○ 実践訓練を主体とした研修の実施（201千円）

飛騨市における福祉避難所の役割や設置目的、被害想定と福祉避難所の利用見込み等を整理した上で、岐阜大学地域減災研究センターから講師を招聘し、より実践に即した情報を基に避難所のレイアウトや様々な出来事、避難者のニーズ対応などをゲーム感覚で模擬体験する「HUG（ハグ）」による訓練を、市内の福祉避難所をモデルにして年3回実施します。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部障がい福祉課	TEL0577-73-7483	予算書	P. 66	

継続 障がい児者支援事業所の参入促進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
2,040	ふるさと創生基金	2,040	補助金	2,040

（前年度予算 4,992 ）

2 事業背景・目的

飛騨市内には、障がい児者を支援する事業所が少なく、居住地によっては、その通所にかかる時間や交通手段の制約で希望する障がい福祉サービスが受けづらくなっている状況です。

そのため、平成30年度において、施設や車両などのハード整備にかかる支援を行う「飛騨市障がい児者支援事業所参入促進事業」を創設しました。

令和3年度も、市内における多様な障がい児者支援事業所の参入を促進してサービスの確保を図り、安定した障がい児者の支援体制を整備することで、障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちをつくります。

3 事業概要

市内に事業所を設置した事業者に対し、初期費用に対する継続的な助成を行います。

① 施設費賃借料の助成（1,300千円）

施設及び用地の年間借上料の1/2（開設3年間、上限60万円/年）

② 施設送迎車・訪問車リース料の助成（740千円）

車両リース契約金額の1/2（1台限り、借上開始から5年間、上限33千円/月）

③ 施設改修費の助成（令和3年度該当無しのためゼロ予算）

施設開設時の改修費用の1/2（上限250万円）



(款)	3 民生費	(項)	1 社会福祉費	(目)	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部障がい福祉課 TEL0577-73-7483			予算書	P.67

新規 障がい者グループホーム整備に係る事前準備

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
3,896	一般財源 3,896	委託料 3,896

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

障がいを持つ子どもの親や家族にとって「自分が死んだ後に一人残していく子どもが、生まれ育った地で安心して暮らせる場所が欲しい」ということは切実な願いであり、唯一その願いに応えるのが、障がい者グループホームです。このため、市では旧和光園をリノベーションし施設を整備する方針で進めておりましたが、運営に必要な知見やノウハウ、人材が市内に不足していることが課題であることがわかりました。

このことから、施設の効率的な運営ノウハウ等を持つ人材の育成を行うとともに、コロナやインフルエンザ等発生時の感染拡大防止を行えるよう施設設計の修正を行います。

3 事業概要

① 施設の効率的な運営ノウハウ等を持つ人材育成（1,558千円）

共同生活を援助する施設の指定管理者として予定している社会福祉法人吉城福祉会の職員に、高山市内、東京、大阪方面に存在する先進的な施設で、2ヶ月程度実際にスタッフとして勤務していただき、そのための費用を市が負担することで、運営ノウハウ等の習得と利用者が安心して暮らせる施設運営を目指します。

② 隔離対応を可能とする整備の検討（2,338千円）

万一利用者の中に感染症患者が発生した場合に、隔離対応をすることで拡大防止が図れるよう、居室内の給排水に関する設計等の修正を行います。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	7 社会福祉施設費
所 属	市民福祉部障がい福祉課	TEL0577-73-7483	予算書	P. 72	

新規 飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」の開設

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
7,722	一般財源	7,722	委託料	7,722

（前年度予算 8,500 ）

2 事業背景・目的

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度から発達支援センターに「総合相談窓口」を設置したところ、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後の問題、8050問題や引きこもりなど複雑化した問題に対しては、本人を含む家族、地域全体で対応し支援する体制づくりや、緊急時に対応できる体制の構築が急務であることがわかりました。

このことから、発達支援センターが担ってきた障がい児への総合的な支援を大幅に拡大し、障がいのある方子どもから大人まで生涯をトータルサポートする体制を構築するとともに、生きづらさを抱える方も含めた相談支援の中核的な役割と、非常時・緊急時への対応や、地域で継続した生活をするためのサービス提供体制を検討する地域生活支援機能を合わせ持つ飛騨市地域生活安心支援センターを令和3年4月に開設します。

3 事業概要

ハートピア古川内に飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」を設置し、相談者を支える総合支援体制を整備します。

- (1) 障がい児だけでなく、子どもから大人まで生涯を通した障がいのある方への支援と、生きづらさを抱えた方も含めた総合支援体制の構築
- (2) 地域連携推進マネージャーによる様々な相談のワンストップ窓口の開設
- (3) 地域支援コーディネーターによる24時間の緊急対応を可能とする体制と、普段からの見守り・家庭訪問等を行うシステムの構築
- (4) 医療的セラピスト等による専門相談（①専門的評価や見立て ②相談支援専門員等支援者への助言 ③非常時の緊急度の判定 ④予防策等）の実施

(款)	3 民生費	(項)	2 児童福祉費	(目)	1 児童福祉総務費
所 属	市民福祉部障がい福祉課 577-73-7483			予算書	P.74

新規 地域と専門家で作る療育の先進地づくり

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
700	ふるさと創生基金	700	負担金	700

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

今年度、飛騨市から新しい療育のモデルを日本全国へ発信するための第1歩として「すべての人のGiftを生かす特別支援教育の未来」と題したフォーラムが、特定非営利活動法人はびりすとの共催で行われ、最新の療育に関する情報を市民をはじめオンラインを活用することにより日本全国の方に発信されました。

療育に関する研究、知見、理論は常に進化しており、こうしたフォーラムを飛騨市で開催することは、療育に関する最新の知見を蓄積でき、先進地として全国をリードするのみならず、市内に住むハンディを持つ子どもたちが自分の住むまちで積極的に社会に参加し、リーダーシップを発揮できるまちづくりにも繋がります。

このことから、令和3年度は様々な専門家や学生等と協働しながらフォーラムを継続開催し、飛騨市から新しい療育モデルを全国に発信し続けます。

3 事業概要

○ 療育の先進地を目指すフォーラムの開催（700千円）

「こどもたちのGiftを生かす社会の実現」を目指し、作業療法や障がい児者のライフデザインなどのテーマに沿った講演や最新の療育方法について、市内や全国各地の取り組み事例の発表を行います。

また、オフラインとオンライン両方を活用することで、全国からの参加者との交流も行える環境を整備します。あわせて専門的な分野ごとに討議を行うための分科会を設けることにより、療育に関する理解の深化を推進します。

日 程	9月頃を予定
場 所	飛騨市文化交流センター
参加料	市民は無料

(款)	3 民生費	(項)	2 児童福祉費	(目)	1 児童福祉総務費
所 属	市民福祉部障がい福祉課 TEL0577-73-7483			予算書	P.74

拡充 **障がい者の理解促進**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
448	一般財源	448
		謝礼 222
		費用弁償 159
		施設使用料 67
（前年度予算 425 ）		

2 事業背景・目的

障がいの有無に関わらず、飛騨市で安心して暮らし続けるためには、地域の障がいに対する理解が必要です。そのため、平成30年度より、障がいについて市民が自主的に学ぶ場として市民向け講座「しり〜ず」研修を開催しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン研修としたところ、参加者からは、「会場へ行く時間が不要となった。」「家族と一緒に参加できた。」など好意的なご意見をいただきました。

このことから、令和3年度も、障がいへの理解を深める一つとして、集まらなくても学べる・楽しめる「しり〜ず」研修を開催します。あわせて、子どもが自己実現をする為の実践的研修会について古川西小学校をモデル校とし、小学校と作業療法士とが一緒に支援をしていける環境を整えます。

3 事業概要

① 【拡充】「しり〜ず」研修会の開催（252千円）

「障がい理解」をテーマとした連続講座を年3回開催し、オフラインとオンラインの併用により、障がい等で会場に來られない方々にも研修の機会を提供します。

② 【継続】親子実践的研修会の開催（196千円）

新しい療育のモデル「自己実現型アプローチC O O P※」の実践を古川西小学校とコラボし、子ども中心の哲学を普及します。

※ 子どもの目標に向かって直接支援するのではなく、子ども自身が目標を達成するための方法を考え、自身の力でそれを実行しながら成長していく手法

（款）	3 民生費	（項）	2 児童福祉費	（目）	1 児童福祉総務費
所 属	市民福祉部障がい福祉課	TEL0577-73-7483	予算書	P. 73	

新規 多重債務問題への対応強化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
2,500	ふるさと創生基金 2,500	補助金 2,500

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

近年、多重債務へと陥る原因が多様化する中、所得の多寡にかかわらず、子の教育費や買い物など安易なカードローン等の利用から多重債務へと陥るケースも散見されており、こうした安易な資金融通に注意を促していく体制づくりが必要となっています。

市ではこうしたケースに対応するため、家計改善支援事業により支援者が寄り添って家計相談や家計収支表の作成を行うなど生計立て直しの支援を行っており、中でも多数の債務をまとめてローンを組み直すことで生活費を捻出するなどの方法が有効であるものの、現行の金融市場では、ある一定以上の債務状況を超えた場合、対応が難しいのが実情です。

このため、かねてから若年者の多重債務問題の早期解決を社会的課題として強い意識を持たれている東海労働金庫と市社会福祉協議会、市が三者協定を締結し、全国でも初となる市民の多重債務回避や多重債務者への実効性ある支援の取り組みを始めます。

3 事業概要

① 市民への金融教育の実践（協定によるゼロ予算）

入園・入学前などまとまった資金が必要な保護者を対象に、東海労働金庫による金融教育（安定した生計運営、多重債務防止のための啓発活動）を行います。

② 多重債務者や生活資金に困った方の相談支援窓口の充実（協定によるゼロ予算）

市の相談窓口での相談のみならず、東海労働金庫による融資も含めた専門的な資金相談に気軽につながることができる体制をつくります。

③ 多重債務者向けの特別融資体制の整備（2,500千円）

市の相談支援員の支援を受け、融資要件を満たす多重債務者に、東海労働金庫が金利の低い債務に一本化して生計を立て直すための特別融資ができる体制を整備します。

※ 市社会福祉協議会に債務保証原資を補助し、市社会福祉協議会がその原資を基に東海労働金庫の融資金に対し5割（貸付上限250万円）の債務保証を行います。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-7461			予算書	P. 67

新規 法人後見受任体制の強化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
2,600	一般財源	2,600	交付金	2,600

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づき国で成年後見制度利用促進計画が策定されました。市町村は、同法によりこの国の計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることとされており、またこの国の計画により広報、相談、受任者マッチング、後見人支援などを進める「中核機関」を令和3年度までに設置することとされました。

市では令和3年度中に計画を策定し、飛騨市社会福祉協議会に委託する形で中核機関の設置を検討していますが、現状では家庭裁判所においても受任者がなかなか見つからないケースが多く、現在、飛騨市社会福祉協議会で実施している法人後見※についても、現況の人員体制ではこれ以上は受けられない状況となっています。

そのため、まずは法人後見受任体制の安定化を目的として、飛騨市社会福祉協議会の受任体制を強化し、法人後見制度の利用促進が図れる環境を整えます。

※ 社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

3 事業概要

市社会福祉協議会における法人後見事業に主体的に活動できる人員を1名増員することで法人後見の受任が円滑にできるようにするため、受任報酬で不足する増員人件費に対して支援を行い、市内における成年後見制度の利用の推進を図ります。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.67

扩充

【財源内訳】

【主な使途】

(前年度予算 7,966)

2 事業背景・目的

仕事の失敗がトラウマとなり働けない、無収入、地域からの孤立、精神の疾患などの問題により、社会での生きづらさを抱え、ひきこもりなど社会的孤立の状態にある方が増加傾向にあります。このような方々は、まずは社会生活における自己肯定感を高めながら、生活リズムや社会適応能力向上のための支援を行うことにより、就労への意欲を喚起する準備段階を着実に踏み、この段階を経て就労に向けての土台ができた方には、実際に賃金を得て働く就労訓練を行うといったような段階的な支援が必要です。

近年では、こうした支援が必要な方からの相談件数が増加しており、その相談の内容も多種多様な問題に起因し、複雑化しています。

そのため、相談支援機関としてきめ細やかな相談や支援が行えるように、人員増によりその体制を拡充するとともに、支援者のスキル向上や専門的な支援連携が行えるよう、様々な相談支援機関や支援員同士が相談し合える連携体制づくりを推進します。

3 事業概要

① 【拡充】相談支援体制の充実（11,208千円）

相談件数が増加し、その内容も複雑化する中、就労準備支援や社会参加訓練支援といった現行の支援制度を有効に活用し、迅速できめ細やかな対応を行うため、相談支援員を1名増員し、相談支援体制の拡充を行います。

② **【継続】支援ネットワークの形成と支援者スキルの向上（104千円）**

市では関係機関や多様な専門職による支援連携を進めるための地域支援ネットワークを立ち上げており、このネットワークに自立支援の有識者を招いた「飛騨市地域支援会議」の定期開催を行います。ひきこもり等の実際のケースを検討することを通じて、支援者スキルの向上を図ります。

(款) 3 民生費		(項) 1 社会福祉費	(目) 1 社会福祉総務費	
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233		予算書	P. 65

継続 結婚・婚活の応援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
4,691	国庫支出金	450	委託料	3,224
	ふるさと創生基金	4,241	補助金	1,430
			印刷製本費	37
（前年度予算 4,651 ）				

2 事業背景・目的

現在、子どもの出生数は年々大きく減少しており、子どもを産む若い女性層の人口減少、未婚率の上昇、晩婚化・晩産化が要因と考えられることから、出会いに恵まれない未婚の男女を対象とした結婚支援が必要となっています。

現在は、社会福祉協議会主体の市内における支援、飛騨地域3市1村が連携し結婚支援民間業者への委託による支援等を行っていますが、市ではさらに広く出会いの機会を作るため、全国的な結婚支援ネットワークを持つ民間業者と飛騨圏域の結婚相談事業所が連携し、全国の方と飛騨市の方のマッチングを行うなど、これまで以上に幅広い出会いの場を提供に取り組めます。

3 事業概要

①（全国マッチング）全国結婚ネットワーク連携の支援（500千円）

飛騨圏域で結婚相談事業を行っている事業者と全国展開している結婚相談事業者とが互いに連携し、都市部等の婚活希望者を市内へ招き、市内未婚者とマッチングを行う婚活イベントを委託事業により実施します。田舎暮らし希望者や医療介護等人材不足分野の婚活希望者等の参加を目指す等市政諸課題への寄与の視点も持って臨みます。

②（生活圏域マッチング）飛騨圏域結婚支援事業（2,724千円）

飛騨地域3市1村共同で実績ある婚活支援事業者へ委託し、結婚相談や講座の実施、飛騨圏域への移住婚の推進、飛騨かわいスキー場における婚活イベントの実施、コロナ禍におけるオンラインでのお見合い・イベント等の広域的な結婚支援を実施します。

③（市内マッチング）であいサポートセンター運営補助（1,430千円）

市社会福祉協議会が開設している「であいサポートセンター」の運営支援をします。常設の結婚相談や専任の結婚支援コーディネーターによる結婚相談対応、市民世話焼き人（協力員）によるマッチング等の市内における婚活支援活動を継続的に推進します。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P. 66

拡充 買い物弱者対策事業への支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
5,000	ふるさと創生基金	補助金
（前年度予算 4,025 ）		

2 事業背景・目的

本市のような中山間地域での高齢者の在宅生活において、移動スーパーはもはや必要不可欠なインフラとなっており、高齢者の買い物手段としては公益的な側面が高い基幹的な民間サービスとなっている一方で、年間を通し生活する中では、季節的なものや大きなものなど様々な買い物が必要となってきます。

こうした様々な買い物手段に対し、利用頻度は少なくとも多様な利用を促進することが重要と考えていることから、令和3年度も引き続き多様な買い物手段に対する新たな支援策を講じていきます。

3 事業概要

① 【新規】出張販売支援奨励金（300千円）

（対 象 者） 高齢者等の通いの場へ出張販売する事業者若しくはこれに類するサービス等を提供する事業者

（奨励内容） 出張販売 ： 2千円/回（年間11回目以降1千円） 上限5万円
類するサービス：10万円以内で市長が認める額

② 【拡充】宅配サービス推進支援補助金（700千円）

（1） 宅配事業者との連携型（旧高齢者等買い物お助け便）

（補助内容） 配達サービス料金の1/2（上限500円で年間6回まで）

（2） 自ら配達する事業者の事業活動を奨励する奨励金を新たに創設します。

（補助内容） 70歳以上の高齢者等に生活必需品を配達する事業者に年間5千円

（古川・神岡市街地以外まで配達する事業者は年間2万円）

※市で作成する配達事業者リストへの掲載が条件となります。

※（1）（2）の配達料に「いきいき券」の使用が可能です。

③ 【継続】移動スーパー運営支援補助金（4,000千円）

1 事業者あたりの運行経費について、1,000千円を上限に補助します。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P. 70

新規 高齢者思いやりサービスの創出支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
260	一般財源	補助金 200 奨励金 60

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

地域包括ケアは自助（自らの健康維持）、共助（社会保険制度）、互助（住民同士の助け合い）、公助（行政の公費によるサービス）の緊密な関係で成り立っており、とりわけ互助は、住民相互のものばかりでなく、民間事業者による互助的なサービスが重要です。移動スーパーや宅配サービス、家事支援など採算性が決して良くなくとも使命感等で提供されているものもあれば、商店や施設の無償送迎や無償配達など事業者の顧客への思いやりによって採算度外視で行われているものもあり、これらは民間事業者の温かいサービスは高齢者の生活のために本当にありがたいものです。

市では、市内事業者が高齢者の生活に対し、思いやりの気持ちで行うサービスを奨励する制度を創設し、互助の機運を高めてまいります。

3 事業概要

① 高齢者思いやり付帯サービス実施応援奨励金（60千円）

(1) 思いやり付帯サービス実施奨励金

高齢者を対象とした買い物付き施設利用送迎バスなど思いやりによる付帯サービスを試行的でも新たにやっただけの事業者に3万円の奨励金を交付します。

(2) 思いやりサービス継続奨励金

(1)によるサービスを継続する場合やそれに準ずる既存のサービスを継続して実施する場合、3万円の奨励金を最長3年間交付します。

※高齢者世帯に周知することが条件になります。

② 高齢者思いやり付帯サービス実施周知支援補助金（200千円）

高齢者思いやり付帯サービス実施応援奨励金の交付が決定した事業について市民への実施周知に係る広報宣伝経費の一部を補助します。

（補助額） 必要経費の3/4（上限20万円）

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課	Tel 0577-73-6233	予算書	P. 70	

拡充 **いきいき地域生活応援事業（旧いきいき健康増進事業）**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
20,000	一般財源 20,000	助成金 16,772 需用費 2,451 委託料 777
（前年度予算 19,107 ）		

2 事業背景・目的

「いきいき券」は、高齢者等の健康増進、高齢者の引きこもりを予防することを目的に「いきいき健康増進事業」として実施していましたが、現在の市の高齢者施策の重点課題は、地域包括ケア体制づくりであり、高齢者がいつまでも地域、在宅で暮らし続けられる体制構築に向け、民間事業者の生活支援資源を高齢者が円滑に日々の暮らしに活用していく側面を伸ばす必要があります。

令和3年度は、従来の目的に加え、高齢者が地域で暮らし続けるために必要な民間サービスにも活用できるよう「いきいき券」の利用範囲などを拡充し、事業名称を「いきいき地域生活応援事業」と変更して推進します。

3 事業概要

○【拡充】いきいき券の発行等による高齢者の生活応援（20,000千円）

(1) 選べるコースの追加

従前の3コース（①いきいき券コース、②外出支援器具コース、③健康増進器具コース）に、④バス利用券コース（濃飛バス4,800円分）を追加します。

※濃飛バス利用券は、市内で運行されている全てのバスにおいて利用可能

(2) 「いきいき券」の利用メニューの追加

利用メニューとして市民ニーズの多い移動販売、灯油代を追加し、さらに、新設の宅配サービス支援補助金で宅配する事業者等の配達料の利用を追加します。

(3) 「いきいき券」配布場所の拡充

郵便局との連携により、打保郵便局と茂住郵便局で「いきいき券」を配布します。

(4) 免許返納者への特別交付における選択肢の追加

免許返納者への「いきいき券」の特別追加交付について、濃飛バス利用券（6,000円分）を新たに追加し、「いきいき券」との選択制とします。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課	TEL	0577-73-6233	予算書	P. 69

扩充

【財源内訳】

【主な使途】

1,900

一般財源

1,900

助成金

1,760

印刷製本費

140

(前年度予算 1,694)

2 事業背景・目的

ふるかわ循環乗合タクシーの利用が低調な状況下で固定経費が嵩む状況にあったことから、令和元年度から、より低コストで利便性の高い交通手段支援として、70歳以上高齢者や障がい者手帳所持者が、古川町内の医療機関に通院する際のタクシー代の一部を支援する制度を創設し実施してきました。

現在、利用者も増加し、ふるかわ循環乗合タクシーに変わる移動手段として市民に定着してきたことに加えコスト縮減にも繋がっておりますが、利用される方から、医療機関受診後の買い物をした後にタクシーを活用したいとのご意見があったことから、令和3年度は制度を緩和することにより、更なる利用者の利便性向上を図ります。

3 事業概要

○【拡充】通院タクシー利用助成券の発行（1,900千円）

利用対象者が医療機関受診後に医療機関等（調剤薬局含む）の窓口申し出ていただくことで、その日に限り使用可能なタクシー助成券（400円分）をお渡しする制度です。

これまで、タクシーの乗車場所を医療機関等に限っていましたが、令和３年度からは、医療機関受診後、徒歩でスーパーに行った場合、そのスーパーからの帰宅時でも、タクシー助成券が利用できるようにするなど、乗車場所の緩和を行います。

(対 象 者) 70歳以上の高齢者、要介護、要支援認定を受けた方、
各種障がい者手帳所持者

(医療機関) 古川町内医療機関 11ヶ所

(タクシー会社) 古川町内タクシー業者 2社

(款) 3 民生費		(項) 1 社会福祉費	(目) 3 老人福祉費	
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233		予算書	P. 69

継続 高齢者のお出かけ安心支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
4,800	一般財源	4,800	補助金	4,800

（前年度予算 11,780 ）

2 事業背景・目的

高齢者の外出による社会交流の促進は、介護予防、元気維持に大変重要ですが、本市のような山間地域では、外出に自家用車が欠かせないところが多いことから、高齢ドライバーの危険事故防止を図りながら外出していただくことが求められています。また、老齢により耳の聞こえが悪くなると、サロン等高齢者の集まりの場へ行くことや他者との交流を避けるようになる傾向がみられることや、徒歩で外出しても車等往来の状況に気づきづらく、危険察知が遅れて危ないという課題もあります。

このことから、令和3年度も引き続きこうした高齢者が安心して外出できる環境づくりを推進していきます。

3 事業概要

① 自動車急発進等抑制装置補助金（1,600千円）

後付けのペダルの踏み間違いによる急発進等を抑制する装置の取付けにかかる費用を支援します。【国の補助金と併用可】

【対象者】 市内業者により購入、取付けされた満65歳以上の者

【補助額】 (1) 障害物検知機能あり 4万円

(2) 障害物検知機能なし 2万円

※ 車輌購入時における安全サポート装置の装着支援は、実態として標準装備化されていることから廃止します。

② 補聴器購入費補助金（3,200千円）

補聴器の購入にかかる費用の一部を支援します。

【対象者】 購入時に満65歳以上、障がい者支援給付の対象とならない中等度の難聴者（40db～70db）で市内業者より購入したもの

【補助額】 購入費の1/2（上限4万円）

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課	Tel0577-73-6233	予算書	P. 70	

扩充

【財源内訳】

【主な使途】

一般財源

11,600

補助金

11,600

(前年度予算

2 事業背景・目的

少子高齢化が進行する中、60 歳代の高齢者の就労は社会経済を維持するために欠かせないものとなってきており、その働き方も継続雇用ばかりでなく様々な選択肢が求められています。このことから、市内の企業等から業務を受注し、会員である高齢者に就業機会を提供している飛騨市シルバー人材センターの意義は更に高まっています。

しかし、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、同センターが行う業務における就業時間は、概ね月 10 日程度・概ね週 20 時間以内と定められています。そのため、60 歳代前半の方に多いフルタイム労働のニーズに対応できないことがあり、事業者においても元気な高齢者を派遣いただきたいが、就業時間の制約がネックとなって派遣を受けづらいつといった課題があります。

このことから、シルバー人材センターの業務拡大に関する特例措置制度の適用を図り、事務局体制の強化を支援することで、60 歳代のシルバー人材センターへの入会や就労を希望する意欲ある方がしっかり仕事につながり、人手不足に悩む企業の人材確保も図られるよう取り組んでいきます。

3 事業概要

○【拡充】シルバー人材センター補助金（11,600千円）

飛騨市シルバー人材センターの業務拡大に関する特例措置制度の適用を図り、週 40 時間以内での派遣を可能にするため、同センターと連携し、協議の場の設定や県への意見書提出などの手続きを行うとともに、同センター事務局における会員と業務のマッチングを強化するため、人員増等その関連経費に対する補助金を増額します。

あわせて県内各地で実施されている岐阜県シルバー人材センター連合会が主催する様々な技能講習について、市内の高齢者が参加しやすい場所で開催されるよう市と同センターで協力して働きかけていきます。

(款) 3 民生費		(項) 1 社会福祉費	(目) 3 老人福祉費	
所 属	市民福祉部地域包括ケア課		TEL0577-73-6233	予算書 P. 70

拡充 **終活支援センターの運営**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
3,797	一般財源	委託料

（前年度予算 2,800 ）

2 事業背景・目的

飛騨市では、ご遺族への支援及び人生の終末を安心して迎えるための支援をするため、令和元年10月に終活支援センター（運営委託先：飛騨市社会福祉協議会）を開設し、市民の皆さんが最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

開設以来、終活支援センターにおいて、個別の終活相談支援のほか、終活リレー講座や終活フェアなどの企画を開催してきたことにより終活の意識が高まり、敷居が高いと思っていた事業者とも気軽に相談にできる機会ができたことと好評をいただいています。

このことから、令和3年度も内容をさらに充実させるとともに、所有財産の行く末等相談の多い相続に関する対応力をさらに向上させ、市民の頼りになる終活支援センター運営に取り組みます。

3 事業概要

終活支援センターの運営を引き続き飛騨市社会福祉協議会に委託し、以下の事業を実施します。

① 【新規】「終活カフェ（仮称）」の開催

登記、相続、死亡後の手続き、税金、遺言、財産管理、不動産、葬儀、お墓、介護、片付けなど終活に関するテーマごとに専門家を配置し、1回の来場で複数のテーマについて相談できる相談会を開催します。

② 【新規】終活ブックの発行

終活支援センター及びおくやみワンストップ窓口において蓄積したノウハウを生かし、遺族により行う必要がある手続きを紹介した冊子を発行します。

③ 【継続】終活リレー講座の開催

終活に関する複数テーマについての講座を集中的に開講します。

④ 【継続】個別の終活相談支援

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課	TEL	0577-73-6233	予算書	P. 69

扩充

【主な使途】

(前年度予算 13,541)

2 事業背景・目的

これらの諸施策群は医療・介護・福祉人材確保策の基礎的制度として位置づけ、事業者が都度有効な施策を活用して人材確保に動ける体制を支援するため、制度の使いづらい点や時々の状況に合わせた内容の見直しを随時行い、必要に応じて新たな施策を追加・拡充していきます。

3 事業概要

1. 介護機器・器具導入による業務効率化支援

① 【継続】介護ロボット導入支援補助金

※ 県補助対象外となる数量分や県補助対象外となっているものが対象

② 【継続】介護ロボット以外の有用介護器具等導入支援

※ 原則施設床数9床につき1個までを上限

2. 工夫した求人活動の支援（介護人材）

① 【継続】空き家の社宅化利用の推進

を補助（最長５年間）

② 【継続】人材発掘・紹介者の利用支援

就職する介護職員を紹介した方に対して支払う謝礼等に対し1万5千円上限に1/2の額を補助

③ 【継続】介護事業所の魅力のブラッシュアップ補助金

広報媒体として事業所の魅力を作成する費用に対し8万円を上限に2/3の額を補助

④ 【継続】介護事業所地域イベント出展・実施支援事業

- 地域のイベントや市外の就職フェア等に出展又はこれらのイベント等を実施することに伴う経費に対し、3/4の額（8万円を上限、複数法人合同でイベント等を実施する場合は、30万円を上限）を補助
- 企業展等に参加し、他のブースより目を引くためのブースづくりにかかる経費に対し、2/3の額（5万円を上限）を補助

⑤ 【新規】介護事業所人材募集広報宣伝支援

法人が行う人材募集のための広告宣伝費用の一部を支援します。

〔補助率〕 2/3（1法人あたり、1年度あたり15万円を上限）

3. 医療・介護等人材育成支援

① 【継続】介護福祉士実務者研修費用助成

介護福祉士実務者研修の研修受講費用負担に対し、7万円を上限に補助

② 【継続】介護職員初任者研修受講料助成（民間開催分）

民間研修事業者が実施している初任者研修受講費用負担に対し、5万円（※ひとり親家庭、引きこもり者は7万円）を上限に1/2の額を補助

③ 【継続】介護職員初任者研修実施事業（市委託事業）

市で研修事業者に委託して介護職員初任者研修を実施します。

- 〔受講料〕 ・通常 55,000 円（高校生は無料）
・ひとり親家庭、引きこもり者は10,000 円

④ 【継続】介護に関する入門的研修実施事業（市委託事業）

市で研修事業者に委託して介護に関する入門的研修を実施します。

- 〔受講料〕 無料 テキスト代のみ（高校生はテキスト代も無料）

⑤ 【継続】若手介護・福祉人材育成支援

市と社会福祉法人新生会（揖斐郡池田町）との介護人材育成連携協定による取組みの一つとして、地元就職意向を持って同法人のサンビレッジ国際医療福祉専門学校に進学する市内高校在校生に加え市内在住高校生に対し、特別修学資金を支給します。

介護福祉学科、言語聴覚士学科、作業療法学科

進学奨励金 3 万円、修学資金 介護 15 万円、言語・作業 30 万円を給付

※ 卒業後の就業について、市内に居住しながら市外の医療・介護等の専門職として通勤する場合も対象とします。

⑥ 【継続】ひとり親家庭への介護の資格習得支援

- 介護福祉士実務者研修及び介護職員初任者研修の受講により仕事を休んでスクーリングを受けるなど就労賃金が減額する場合に、月額2万円を上限に、その減額分を生活費として補助します。
- 市が委託事業により実施する介護職員初任者研修の受講に際し、こどもの預かりサービスを利用した費用に対し、日額8千円を上限に補助します。
- 国の求職者支援制度による職業訓練として職業訓練給付金の支給を受け、労働金庫で求職者支援融資を受けた場合、その実総借入額（月毎の借入金額は5万円が上限として計算した額）相当を補助します。

4. 医療・福祉専門職員の研修受講支援

① 【継続】専門職の専門的な研修受講費用に対する支援

- 会社の業務としての出張による参加分（法人への補助）
年間5万円を上限に対象となる経費分を補助
- 休日における個人的な参加分（個人への補助）
年間1万円（医師3万円）を上限に対象経費の1/2の額を補助

② 【継続】外部講師招聘による専門職向社内研修費用の助成 ※法人への補助

外部講師を招聘して開催する専門職向けの社内研修（できる限り他社の職員も参加可能なもの）の開催費用に対し、1回あたり10万円（自社以外の専門職も受講可能とする場合15万円）を上限に3/4の額を補助

③ 【継続】介護職員の先進的介護現場での現場実地研修支援 ※法人への補助

（社福）新生会の介護人材育成連携協定により、市内介護事業所から同法人が運営する介護事業所で1・2週間等の就労を通じた研修実施に係る職員移動・滞在旅費について、1名1回分7万円を上限に補助

④ 【継続】看護人材相互現場実地体験研修支援

病院看護師と訪問看護師の相互等現場領域の異なる看護師同士が互いに現場実情を知るための研修を行うことを奨励し、相互の医療機関や訪問看護ステーション等に対し、各5万円の奨励金（1人1週間程度以上の研修を対象）を交付

⑤ 【継続】看護人材人事交流推進奨励支援

医療機関等で在籍出向による看護師の相互人事交流（1か月以上）を奨励し、所属している医療機関等では経験できない看護機能を体験することで看護の質の向上や看看連携、スキルアップを図る双方の医療機関に対し、各10万円の奨励金を交付

⑥ **【新規】准看護師ステップアップ支援**

市内医療機関等に准看護師として勤務し、ステップアップのため正看護師の資格を取得した場合に学費の一部を支援します。

入学金、学費、テキスト等の費用の1/2（上限50万円）を資格取得後に交付

※看護師資格取得後、3年以上市内医療機関等で看護師として勤務することが条件

5. 医療・介護人材掘り起こし促進

① **【継続】シニア介護職就職奨励金**

60歳から75歳未満の方の市内介護事業所就職者へ奨励金を交付

・ 社保適用者 5万円 雇用保険適用者 3万円

② **【継続】潜在看護師再復帰支援事業**

(1) **看護現場見学奨励支援金**

1つの市内医療・福祉機関等の見学につき、奨励金として5千円を交付。その際に一時保育等児童預かりを利用する場合、費用について5千円を上限に補助

(2) **市内医療機関アルバイト奨励金**

潜在看護師が市内医療機関等であるバイトする場合に10日以上2万円、5～9日まで1万円の奨励金を交付

6. 外部からの医療・介護職就職参入促進

① **【拡充】医療・介護専門職U・Iターン受入促進**

(1) **U・Iターン就職奨励金〔拡充〕**

U・Iターン、学卒の専門職が市内の医療機関・介護事業所等に就職した場合に奨励金を交付。市内在住者10万円、市外（通勤圏内）在住者5万円

※ 大学や養成校で介護福祉学科等を卒業し、市内の医療機関・介護事業所等に無資格で介護就業する場合も該当とし、卒業後4年以内に介護福祉士を取得して、引き続き就業する場合は奨励金15万円を交付します。

(2) **賃貸住宅家賃補助制度〔継続〕**

市内医療・介護機関等（市営施設を除く）に就職した専門職に月額1万円を3年間交付

(3) **就職準備金貸付制度 ※医療体制整備基金(運用基金)を財源〔継続〕**

U・Iターン、学卒の専門職が市内の医療機関・介護事業所等に就職する際に必要となる資金需要に対し、準備資金20万円（夜勤可能な場合は10万円加算）を貸し付けます。※2年間の市内医療機関等勤務で返還免除になります。

② 【継続】市内就業を目指す医学生・看護学生への奨学金制度

(1) 医師養成資金貸与事業 ※医療体制整備基金(運用基金)を財源

市内医療機関に勤務する意向を持つ医学生に対し、返還免除条件のある奨学金を貸与します。

入学時：30万円、修学期間中：月20万円 貸与期間：6年を限度

※貸与期間の1.5倍の間、市内の医療機関等に勤務することで償還を免除

(2) 岐阜大学医学生修学資金貸付「地域医療コース」市負担

岐阜大学医学部医学科地域枠地域医療コースに入学する学生に対し、県が入学金と授業料相当額に加え月額20万円の奨学金を在学中6年間貸し付けます。市ではこの奨学金の月額20万円のうち1/2の10万円を貸し付けます。

※大学を卒業し、初期臨床研修修了後4年間出身圏域で県が指定する医療機関等（そのうち少なくとも2年以上は出身市町村医療機関等）で勤務することで貸付金の償還を免除

(3) 看護師等修学資金貸与事業 ※医療体制整備基金(運用基金)を財源

飛騨市内の医療機関等に勤務する意向を持つ看護学生に対し修学資金を貸与します。

修学期間中：月10万円

貸与期間：大学4年、養成施設3年

※貸与期間の1.5倍の間、市内の医療・介護機関に勤務することで償還免除

③ 【継続】医療・介護の学生・実習生の市内職場体験奨励事業

市内医療機関等でアルバイトや実習をする場合に10日以上2万円、5～9日まで1万円の奨励金を交付

④ 【拡充】市内就職を目指す介護福祉士養成校学生への家賃補助

市内の医療・介護機関等へ介護福祉士として勤務する意向を持って介護福祉士を養成する学校で学ぶ学生に対して、修学期間中の家賃の一部を補助します。（職業訓練生として養成校で学ぶ場合も含む。）

就学期間中：家賃の1/2の額（月3万円を上限）を最長2年間補助

※ 以下の場合返還の対象となります。

卒業後3年以内に市内介護事業所に就業した場合（介護福祉士国家資格取得は不問）

⑤ 【拡充】外国人介護人材受入促進事業

(1) E P A外国人介護福祉士候補生受入れ支援【継続】

経済連携協定（E P A）による特定活動の在留資格で入国する介護福祉士候補生の受け入れに臨む特別養護老人ホームに対し、その受け入れまでにかかる経費に対し支援します。（受入れマッチング不成立でも支援します。）

- 受入申込みをする際の負担 3 万円を上限に 1 / 2 補助
 - 現地面接に要する費用の負担 25 万円を上限に 1 / 2 補助
 - 受入決定からあっせん機関や日本語研修機関等に支出する負担
受入 1 名につき 20 万円を上限に 2 / 3 補助
 - 受入決定者の日本への渡航費用負担 10 万円を上限に 1 / 2 補助
- ※ 日本滞在中の研修費は県の現行補助制度を活用

(2) 外国人技能実習生受入促進事業（技能実習生）〔継続〕

技能実習生を受け入れ、雇用する法人に対して監理団体に支払う費用の一部を補助します。 初年 1 人につき年間 45 万円 2・3 年目各 30 万円

(3) 外国人留学生介護福祉士候補生受入促進事業（連携協定校）〔拡充〕

市と連携協定を結んでいるサンビレッジ医療国際福祉専門学校で学んだ後、外国人介護福祉士として市内の法人に就業した場合、または入学前に市内事業所に就業を決めている学生に補助します。

- 入学祝金：入学者 1 人につき 5 万を上限（10/10 の額で、法人が支払った額を法人へ補助）
- 卒業後、市内に就業する事を条件に就学中の家賃の 1/2 の額（月額 3 万円を上限）を補助
- 市内に就業した際、就業準備金として 1 名につき 40 万円支給

(4) 外国人介護人材受入促進事業（全体）〔継続〕

外国人介護人材を受入れた法人が、日本語の勉強を実施する費用の一部を補助

- 必要経費の 3/4 の額（授業料、テキスト、交通費等、市長が認めた費用）
- 年度あたり 1 名につき 8 万円を上限

⑥ 【継続】 飛騨市出身医療・介護総合人材バンク事業

医療と介護の総合人材バンクを創設し、バンク登録の促進のためインセンティブとなる報償品を用意し、バンク登録者に対して様々な情報提供や地元就職へのアプローチを行います。

- 学生 修学支援として在学中に、毎年度図書カードを贈呈
(医学生 2 万円、その他 1 万円)
- 医療介護専門職 登録時に 5 千円分の市内商品券を贈呈
- 医師 登録時に 3 万円分の市内商品券を贈呈

⑦ 【継続】 市内医療機関事業承継・運営安定化支援 ～市内就業医師奨励制度～

- 市外で活動する医師が市内の既存医療機関に常勤医として勤務する場合や、院長や所長として就任し医療機関の事業承継をする場合、当該医師に対し奨励金 300 万円を交付
 - 当該受入医療機関運営法人が着任医師を迎え入れるために行なう施設の小修繕や改修、備品購入等に対し、100 万円を上限に 1/2 の額を補助
- ※ 同赴任医師が 3 年以内に他へ転じた場合は、返還することとなります。

7 重要課題に対する特別対策

① 【継続】介護施設夜勤者処遇改善臨時交付金

介護事業所の夜勤者へ臨時交付金として夜勤手当を支給することで、夜勤者の確保とあわせ、継続して事業所に勤めて頂けるよう支援します。

〔対象施設〕 ・ 特別養護老人ホーム（3 法人）

※ ショートステイ、介護医療院含む

・ 認知症高齢者グループホーム（9 事業所）

・ 小規模多機能型居宅介護（1 事業所）

・ 療養型介護病床（1 事業所）

〔支 援 額〕 夜勤 1 回 1 名あたり以下の額を支援

・ 特定処遇改善加算Ⅰ 100 円

・ 特定処遇改善加算Ⅱ 200 円

・ その他加算のない者、看護師、准看護師 500 円

上記に加え、各法人の通常回数以上に夜勤を行う者に加算する法人に対し、手当増額分の1/2（1 人 1 回上限2,500円）の支援

② 【拡充】ケアマネジャー確保対策事業

(1) ケアマネジャー新規事業所開所支援【新規】

ケアマネジャーの市内増加・定着、市外への流出防止を図るため、市内において居宅介護支援事業所を開所（再開又は別の場所への事務所の追加拡張等を含む）する事業者に対し、開所費用の一部を支援します。

【対象経費】 事務所整備に必要な事務機器・器具等の購入、リース等

【補 助 額】 対象経費の3/4（上限30万円）

(2) 要支援者のケアプラン作成を受託しやすい環境の整備【継続】

○ 事業所ごとのケアマネジャー常勤換算数に 6 件を乗じた件数を超える件数について、プラン作成委託単価を 1 件当たり 4,310 円から 9,000 円に増額します。

○ 事業所から遠方の利用者のプラン作成する場合の移動等に係るコストに際し「居宅サービス等事業者移動対策助成金」制度により、当該制度の半額の単価を支援します。

(3) 市内事業所におけるケアマネジャーの新規増員支援【継続】

○ ケアマネジャーの新規増員及び新規事業所立上げに伴うプラン作成システムの追加又は新規導入経費を支援します。

【補助額】 対象経費の3/4（上限250千円）

○ 新規増員者の作成プラン数が25件(要支援は2件で1件として計算)になるまで人件費を支援します。

【補助額】 月 5 万円（上限 4 ヶ月間）

- 新規就業するケアマネージャーへ就職奨励金を交付します。

【補助額】 雇用奨励金 7 万円（新規増員する事業所）

就職奨励金 3 万円（新規就職するケアマネージャー）

(4) ケアマネ資格取得、資格更新への支援【拡充】

- 岐阜市等で行われるケアマネージャー資格の各種更新研修への参加を支援します。（居宅介護支援事業所のみとしていた制度について、他のサービスや施設ケアマネージャーも対象とします。）

【補助額】・個人で研修参加する場合

受講料の2/3（上限 3 万円）、交通費の2/3（上限 5 千円）

・法人が職員の受講料や交通費を負担する場合 定額 3 万円

- 居宅介護支援事業所のケアマネージャーを目指して試験を受験する方を支援します。

【補助額】 1 回の受験あたり図書カード 5 千円

③ 【継続】 コロナ対策介護事業所相互支援体制支援事業

(1) 感染症発生施設への派遣職員候補者登録奨励事業

自法人職員を感染発生施設へ派遣できるよう事前に、派遣職員の候補者を登録した場合、1 名につき 3 万円（1 法人あたり上限15万円）を支給

(2) 感染症発生施設への派遣職員慰労事業

協定締結法人から感染発生施設へ派遣された職員に対し、実際に勤務した日数に対し、日額 3 千円（4 時間未満の場合1,500円）を支給

(3) 感染症発生施設への職員派遣法人支援金給付事業

自法人職員を感染発生施設へ派遣した場合、派遣日数にかかわらず派遣職員 1 名あたり10万円を支給

(款)	3 民生費 4 衛生費	(項)	1 社会福祉費 1 保健衛生費	(目)	1 社会福祉総務費 1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P. 66

拡充 **在宅療養体制整備の支援**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
800	ふるさと創生基金 800	補助金 800

（前年度予算 800 ）

2 事業背景・目的

在宅療養が続けやすい環境を整え、安心して家にいられるようにしていくことは地域包括ケア推進に欠かせません。昨今では、効果的かつ円滑に在宅での療養ケアを行える便利な機器等が数多く開発されており、これらを活用することで、医療者、療養者ともに療養体制の向上が図れますが、コスト面も含め導入に二の足を踏み、便利な機器が現場で十分に活用されていません。

このことから、こうした最新機器の導入促進策を新たに補助メニューに追加することで、在宅療養体制整備を支援します。

3 事業概要

① 【新規】安心安全な在宅療養のための医療提供用機器等の導入支援

ITを活用した遠隔でバイタル確認ができる機器や遠隔服薬サポートシステムなど、安心安全に在宅療養生活を送るための最新の機器や器具等を導入する法人に対し、導入費用やランニングコストの一部を支援します。

〔市内初〕 10/10（上限 15 万円/機・1 法人あたり年度 2 機まで）

〔導入済〕 2/3（上限 10 万円/機・1 法人あたり年度 3 機まで）

② 【継続】たん吸引機購入の助成

頻回なたん吸引を必要とする方が在宅療養をされている場合、たん吸引機購入費の 3/4（上限 25,000 円）を助成します。

③ 【継続】在宅医療・介護連携用情報共有 ICT ツールの利用促進

市内の医療・介護機関等の連携により在宅療養体制を構築するための ICT ツール購入費やシステムを利用するデータ通信費用の 10/10 を支援します。

④ 【継続】在宅医療提供用自動車の購入助成

訪問診療医が訪問診療に使用する車両の新規・更新購入経費の一部を支援します。

〔既存医療機関等〕 訪問診療車購入費用の 1/2（上限 75 万円）

〔新規開業医療機関等〕 訪問診療車購入費用の 3/4（上限 100 万円）

（款）	4 衛生費	（項）	1 保険衛生費	（目）	1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課	TEL0577-73-6233	予算書	P. 83	

新規 ハートピア古川の空調設備の更新

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

68,200	過疎債	51,800	工事請負費	61,100
	福祉基金	16,400	委託料	7,100

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

飛騨市古川町総合保健福祉センター ハートピア古川は、平成9年に開所して以来22年が経過しており、中でもこれまで大きな改修を行っていない空調設備は交換部品が調達できない状況になってきており、このままでは故障時における対応が困難な状況です。

また、現在の空調設備は、施設内に1ヵ所、冷暖房の熱源となる機械設備があり、ここから空気を各部屋へ送り込むシステムとなっていました。1部屋の冷暖房のみを行う場合でもその大きな熱源の機械を稼働させる必要があることから非効率な状態にありました。

このことから、令和3年度から3ヵ年により新たなシステムによる空調設備に改修することで、施設利用者が安心して利用できる環境を整えます。

3 事業概要

今回の改修では、大きな建物用の電気式マルチエアコンによる冷暖房方式を採用します。このことにより、天井裏の配管を取り換えるための工事が不要なため、施工時に市の事務所の仮移転をする必要もなく、また、今後は使用する部屋だけを効率的に冷暖房することができるようになります。



（款）	4 衛生費	（項）	1 保険衛生費	（目）	5 保健センター管理費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P. 86

新規 認知症高齢者等への支援体制の強化

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
2,978	国庫支出金	1,147	委託金	2,912
	県支出金他	1,258	消耗品費	36
	一般財源	1,573	保険料	30
（前年度予算 0 ）				

2 事業背景・目的

高齢化の進展とともに認知症高齢者等も増加していく中、認知症になっても自分らしく暮らせるまちの実現のため、市の支援はもとより地域全体での支援体制、認知症の理解普及への取組が求められています。とりわけ、認知症高齢者を支える家族の不安は年々増加しており、相談支援体制の更なる強化が必要です。

こうしたことから、認知症に係る相談支援体制を、市だけでなく民間事業者と連携した形で整えることで、より身近に相談できる場づくりや普及啓発を進めます。あわせて、認知症高齢者等が事故に巻き込まれる心配をされるご家族もあることから、その不安を解消するための新たな支援策も追加し、地域で見守る体制づくりを推進します。

3 事業概要

① 民間事業者と連携した認知症地域支援体制の構築（2,912千円）

認知症地域支援推進員による各種相談や地域支援業務の一部を民間事業者に委託することにより、これまで市が行ってきた認知症サポーター養成講座やキャラバンメイト活動支援、認知症カフェ、物忘れ相談業務等に民間レベルでの展開も加え、官民連携により地域全体で認知症高齢者やその家族を支える体制を構築するとともに、こうした相談の場等で使える最新の認知症機能評価ツールの導入も委託し、早い段階からの自身の認知機能の把握と意識付けを進めます。

② 認知症高齢者等賠償責任保険の加入（66千円）

認知症で徘徊等により行方不明になる恐れのある高齢者等に対し、市が個人賠償責任保険に一括加入することで、事故等で損害賠償責任を負った際に上限額1億円を補償する体制を整えます。あわせて見守りシールを配布します。

（事故例）路線に侵入し電車で遅延損害を与えたり、他人の財物を損壊、他人に怪我を負わせるなど

会 計	介護保険特別会計（保険勘定）		
所 属	市民福祉部地域包括ケア課	TEL0577-73-6233	予算書 P. 25

拡充 高齢者による高齢者のためのボランティア制度

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
3,247	国庫支出金	812	委託料	3,247
	県支出金他	2,029		
	一般財源	406		
（前年度予算 2,926 ）				

2 事業背景・目的

市では、外出時の移動手段にお困りの高齢者に対し、いきいき券や通院タクシー券の配布を行っておりますが、まだまだその需要は大きく、全てをカバーしきれていない状況です。

そうした中、市民の中には、自身が買い物に出る際にご近所の高齢者を乗せて行ってあげるなど、日ごろからの助け合いによる外出支援が行われています。

市では、こうした市民相互の支え合いに着目し、これを奨励するため、介護施設等でのボランティアポイント制度に外出支援を追加し、更なる互助の促進を図ります。

3 事業概要

介護サポーターに登録した高齢者が行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、そのポイント数に応じて商品券に交換する「介護支援ボランティアポイント制度」の活動内容を拡充します。

【新規】高齢者等の無償送迎（5km以上）支援ボランティア

（送迎支援者）介護サポーターとして登録し、次の条件に該当する方

- ・ 65歳以上満75歳未満の方
- ・ 普通自動車免許を取得している方
- ・ 自己所有の自動車による送迎が可能な方 など

（送迎利用者）市内在住で次の条件に該当する方

- ・ 運転免許を持たず、外出の移動手段にお困りの方
- ・ 介助なしで車両の乗り降りが可能な方

【継続】指定施設等での介護支援ボランティア

（対象施設等） 市内の介護施設、障害福祉施設など

会 計	介護保険特別会計（保険勘定）		
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233	予算書	P. 23